

商工業事業者を支援します！

○ 中小企業緊急雇用安定助成金

中小企業者が景気の変動等の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用する労働者を一時的に休業させた場合に、休業調整・教育訓練に係る休業手当の一部を助成します。

対象者 市内に1年以上事業所等を有する中小企業主で、国の中小企業緊急雇用安定助成金の支給決定を受けたもの。

助成内容 新潟労働局で決定した支給決定通知書から算出した中小企業主が負担する額の2分の1以内の額。（千円未満切捨て）（対象は、判定基礎期間の末日が平成23年4月1日（平成25年3月31日）

※1事業所5人を上限、1人1回まで。

○ 國際規格等認証取得補助金

国際規格（ISO）認証取得および国際規格に加えて要求事項を追加した規格（JISQ）の認証取得をする場合にその一部を補助し、経営基盤の強化を図ります。

対象者 市内に工場または事業所を有する方

助成内容 対象経費は申請料、基本料、審査料、審査員旅費、登録料とし、補助金額は対象経費の50%以内の額（千円未満切り捨て）とし、50万円を限度。

○ 見本市等出展小間代補助金

開発した新製品等を積極的に情報発信し、新規成長市場分野の開拓、同業種および異業種との交流の拡大、消費者情報等の収集を行うことを目的とします。

対象者 市内に工場または事業所をする方で、製造業を営んでいる方または物品販売を行う団体。

助成内容 対象経費は出展小間料、小間装飾料、製品運送料、基本工事料および光熱水道料とし、1出展につき対象経費の50%以内の額（千円未満切り捨て）、20万円を限度。ただし同一年度に2回まで、5年を限度。

○ インターンシップ支援補助金

企業が求める優秀な人材確保を目的に行う学生就業体験（インターンシップ）を推進し、市内の企業の活性化を図ります。

対象者 市内に工場または事業所を有し、学校教育法に基づく学校のうち、大学（学校に置く大学院含む）、短期大学、高等専門学校または専門学校の学生をインターンシッ

プとして受け入れる事業者

助成内容 • 改装費 開業前に改装する補助経費の2分の1以内の額（50万円以上の工事を対象とし、限度額は50万円）
• 賃借料 賃借料の2分の1以内の額（限度額は1月あたり5万円）

★対象業種が定められている事業があります。また、申請方法など、詳しくはお問い合わせください。市ホームページにも掲載してあります。

○ 働く資格取得支援事業

市内の中小企業者や失業者の方などが就業に必要な資格を取得するためには係る費用の一部を助成します。

対象者 市内の中の中小企業者または失業などでハローワークに求職登録している方

助成内容 平成23年4月1日以降に取得した国家資格や公的資格または民間資格の取得に係る受講料・受験料・旅費の2分の1以内の額

※ただし、1人あたり5万円を上限とし、千円未満は切り捨て。

対象経費は講師謝礼、講師の旅費および会場費とし、対象経費の50%以内の額（千円未満切り捨て）、10万円を限度。ただし同一年に1講座、5年を限度。

○ つき2千円）。

中小企業者が指定金融機関から新潟県信用保証協会の債務保証付きで融資を利用する際に発生する信用保証料の一部を助成します。

○ 信用保証料補給事業

開発した新製品等を積極的に情報発信し、新規成長市場分野の開拓、同業種および異業種との交流の拡大、消費者情報等の収集を行うことを目的とします。

対象者 市内に工場または事業所をする方で、製造業を営んでいる方または物品販売を行う団体。

助成内容 対象経費は出展小間料、小間装飾料、製品運送料、基本工事料および光熱水道料とし、1出展につき対象経費の50%以内の額（千円未満切り捨て）、20万円を限度。ただし同一年度に2回まで、5年を限度。

対象者 市内の空き店舗を活用し、新たに事業を営もうとする方。ただし、1年以上営業を運営できる方に限ります。（着工前に申請をする必要があります）

助成内容 空き店舗を活用して新規開業する際に、改修費や賃借料の一部を補助します。（着工前に申請をする必要があります）

対象者 市内の空き店舗を活用し、新たに事業を営もうとする方。ただし、1年以上営業を運営できる方に限ります。（着工前に申請をする必要があります）

対象者 市内の空き店舗が定められていますので、詳細についてはお問い合わせください。

助成内容 • 改装費 開業前に改装する補助経費の2分の1以内の額（50万円以上の工事を対象とし、限度額は50万円）
• 賃借料 賃借料の2分の1以内の額（限度額は1月あたり5万円）

★対象業種が定められている事業があります。また、申請方法など、詳しくはお問い合わせください。市ホームページにも掲載してあります。

お問い合わせ

市役所観光商工課 商工振興係・企業誘致係（第2庁舎） ☎ 631-5116